



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年12月20日金曜日 第2532号外1

### ◇ 目 次 ◇

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例.....	(男女参画・県民協働課).....	1
災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例.....	(危機管理課).....	3
食品衛生法施行条例の一部を改正する条例.....	(薬務衛生課).....	4
愛媛県手数料条例及び愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	(国際交流課).....	5
愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例.....	(港湾海岸課).....	6

### 条 例

#### ○愛媛県条例第50号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

#### 第1条 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年愛媛県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第1(第2条関係)</b>			<b>別表第1(第2条関係)</b>		
名 称	目 的	位 置	名 称	目 的	位 置
省略			省略		
愛媛県男女共同参画センター	女性の社会参加の促進、能力の開発等を通じて男女共同参画の推進を図るため、各種の研修、相談等を行い、及び各種の行事又は集会に必要な施設を提供するとともに、 <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)</u> に規定する配偶者暴力相談支援センターとして、各般の問題についての相談、必要な指導及び情報の提供その他の援助を行う。	松山市	愛媛県男女共同参画センター	女性の社会参加の促進、能力の開発等を通じて男女共同参画の推進を図るため、各種の研修、相談等を行い、及び各種の行事又は集会に必要な施設を提供するとともに、 <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)</u> に規定する配偶者暴力相談支援センターとして、各般の問題についての相談、必要な指導及び情報の提供その他の援助を行う。	松山市
省略			省略		
愛媛県婦人相談所	売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条に規定する業務を行うとともに、 <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律</u> に規定する配偶者暴力相談支援センターとして、各般の問題についての相談、必要な指導、被害者の一時保護及び情報の提供その他の援助を行う。	松山市	愛媛県婦人相談所	売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条に規定する業務を行うとともに、 <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律</u> に規定する配偶者暴力相談支援センターとして、各般の問題についての相談、必要な指導、被害者の一時保護及び情報の提供その他の援助を行う。	松山市
愛媛県立さつき寮	婦人保護施設として、要保護女子を収容保護し、その更生に必要な指導及び訓練を実施するとともに、 <u>配偶者等</u> からの暴力を受けた女性の保護を行う。	松山市	愛媛県立さつき寮	婦人保護施設として、要保護女子を収容保護し、その更生に必要な指導及び訓練を実施するとともに、 <u>配偶者</u> からの暴力を受けた女性の保護を行う。	松山市

省略		
省略		
省略		
省略		

別表第4（第10条関係）

1 ~ 5 省略
6 省略
7 省略
8 省略
9 省略
10 省略
11 省略
12 省略
13 省略
14 省略
15 省略
16 省略
17 省略

省略		
愛媛県産業情報センター	企業の情報化及び新たな事業の創出を支援するため、産業情報の収集、発信等を行うとともに、研修及び創業に必要な施設を提供する。	松山市
省略		
愛媛県宇和海自然ふれあい館	足摺宇和海国立公園の自然との触れ合いを推進するため、同国立公園の自然に関する情報提供を行うとともに、休憩及び交流の場を提供する。	南宇和郡愛南町
省略		

別表第4（第10条関係）

1 ~ 5 省略
6 愛媛県宇和海自然ふれあい館
7 省略
8 省略
9 省略
10 省略
11 省略
12 省略
13 省略
14 省略
15 省略
16 省略
17 省略
18 愛媛県産業情報センター
19 省略

（愛媛県男女共同参画センター管理条例の一部改正）

第2条 愛媛県男女共同参画センター管理条例（平成17年愛媛県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（業務）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、センターは、<u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）</u>に規定する配偶者暴力相談支援センターとして次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>	<p>（業務）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、センターは、<u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律</u>（平成13年法律第31号）に規定する配偶者暴力相談支援センターとして次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>

（テクノプラザ愛媛管理条例の一部改正）

第3条 テクノプラザ愛媛管理条例（平成17年愛媛県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>別表第2（第4条 - 第6条、第8条、第9条、第12条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2駐車場及び第4駐車場</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>	区 分	単 位	金 額	省略			第2駐車場及び第4駐車場	省略		<p>別表第2（第4条 - 第6条、第8条、第9条、第12条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2駐車場</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>	区 分	単 位	金 額	省略			第2駐車場	省略	
区 分	単 位	金 額																	
省略																			
第2駐車場及び第4駐車場	省略																		
区 分	単 位	金 額																	
省略																			
第2駐車場	省略																		

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成26年 1 月 3 日から施行する。ただし、第 1 条 ( 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例別表第 1 愛媛県男女共同参画センターの項、愛媛県婦人相談所の項及び愛媛県立さつき寮の項の改正規定を除く。 ) 及び第 3 条並びに次項から附則第 4 項までの規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

( 愛媛県宇和海自然ふれあい館管理条例等の廃止 )

2 次に掲げる条例は、廃止する。

( 1 ) 愛媛県宇和海自然ふれあい館管理条例 ( 平成17年愛媛県条例第51号 )

( 2 ) 愛媛県産業情報センター管理条例 ( 平成17年愛媛県条例第62号 )

( 愛媛県産業情報センター管理条例の廃止に伴う経過措置 )

3 附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の際前項第 2 号の規定による廃止前の愛媛県産業情報センター管理条例の規定により愛媛県産業情報センターの指定管理者がした利用の許可その他の行為で現にその効力を有するもの又は現に当該指定管理者に対してされている申請その他の行為で、平成26年 4 月 1 日以後においてテクノプラザ愛媛の指定管理者が行うこととなる業務に係るものは、同日以後においては、第 3 条の規定による改正後のテクノプラザ愛媛管理条例中の相当する規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の行為又は当該指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

4 平成26年 4 月 1 日前の愛媛県産業情報センターの利用に係る料金の收受及び還付については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第51号

災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当の支給に関する条例 ( 昭和38年愛媛県条例第28号 ) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 災害派遣手当の支給 )</p> <p><b>第 1 条</b> 災害対策基本法 ( 昭和36年法律第223号 ) 第32条第 1 項 ( 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 ( 平成16年法律第112号 ) 第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法 ( 平成24年法律第31号 ) 第44条において準用する場合を含む。以下同じ。 ) 及び大規模災害からの復興に関する法律 ( 平成25年法律第55号 ) 第56条第 1 項に規定する職員 ( 以下「派遣職員」という。 ) に対し、この条例の定めるところにより災害派遣手当 ( 武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。 ) を支給する。</p> <p>( 災害派遣手当の額 )</p> <p><b>第 2 条</b> 災害派遣手当の額は、派遣職員が愛媛県の区域内に滞在することを要する期間について、<u>災害対策基本法第32条第 1 項に規定する職員に対して支給する場合にあつては災害対策基本法施行令 ( 昭和37年政令第288号 ) 第19条 ( 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 ( 平成16年政令第275号 ) 第38条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令 ( 平成25年政令第122号 ) 第10条の規定によりその例によることとされる場合を含む。 ) の規定に基づき総務大臣が定めた基準による額とし、大規模災害からの復興に関する法律第56条第 1 項に規定する職員に対して支給する場合にあつては大規模災害からの復興に関する法律施行令 ( 平成25年政令第237号 ) 第43条の規定に基づき内閣総理大臣が定めた基準による額とする。</u></p>	<p>( 災害派遣手当の支給 )</p> <p><b>第 1 条</b> 災害対策基本法 ( 昭和36年法律第223号 ) 第32条第 1 項 ( 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 ( 平成16年法律第112号 ) 第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法 ( 平成24年法律第31号 ) 第44条において準用する場合を含む。 )</p> <p>_____に規定する職員 ( 以下「派遣職員」という。 ) に対し、この条例の定めるところにより災害派遣手当 ( 武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。 ) を支給する。</p> <p>( 災害派遣手当の額 )</p> <p><b>第 2 条</b> 災害派遣手当の額は、派遣職員が愛媛県の区域内に滞在することを要する期間について、 _____災害対策基本法施行令 ( 昭和37年政令第288号 ) 第19条 ( 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 ( 平成16年政令第275号 ) 第38条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令 ( 平成25年政令第122号 ) 第10条の規定によりその例によることとされる場合を含む。 ) の規定に基づき総務大臣が定めた基準による額 _____とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第52号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年愛媛県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表第1（第2条関係）</b></p> <p style="text-align: center;">公衆衛生上講ずべき措置の基準</p> <p>1 営業の施設の管理</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 施設の衛生管理</p> <p>ア～ク 省略</p> <p><u>ケ おう吐物等により汚染されたおそれのある場所は、直ちに消毒剤等で消毒すること。</u></p> <p>(3) 食品取扱設備等の衛生管理</p> <p>ア～サ 省略</p> <p><u>シ おう吐物等により汚染されたおそれのある設備、機械器具、容器等は、直ちに消毒剤等で消毒すること。</u></p> <p>(4)・(5) 省略</p> <p>(6) 食品等の取扱い</p> <p>ア～ス 省略</p> <p><u>セ おう吐物等により汚染されたおそれのある食品は、廃棄すること。</u></p> <p>(7)～(14) 省略</p> <p>2 施設等における食品等取扱者等の衛生管理</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p><u>(6) 食品等取扱者は、作業前及び作業中、作業衣等を着用したまま便所に立ち入らないこと。</u></p> <p><u>(7) 省略</u></p> <p><u>(8) 省略</u></p> <p><u>(9) 省略</u></p> <p><u>(10) 食品等取扱者は、(9)の規定による手指の洗浄及び消毒を行った後は、使用済みの使い捨ての手袋を使用しないこと。</u></p> <p><u>(11) 省略</u></p> <p><u>(12) 省略</u></p> <p><u>(13) 省略</u></p> <p>3 施設等における食品等取扱者等に対する教育訓練</p> <p>(1) 業者等は、製造、加工、処理、調理、保管、販売等が衛生的に行われるように食品等取扱者及び関係者に対し、食品等の衛生的な取扱方法、食品等の汚染防止の方法、適切な手洗いの方法、健康管理の方法等食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施すること。</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>4～6 省略</p>	<p><b>別表第1（第2条関係）</b></p> <p style="text-align: center;">公衆衛生上講ずべき措置の基準</p> <p>1 営業の施設の管理</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 施設の衛生管理</p> <p>ア～ク 省略</p> <p>(3) 食品取扱設備等の衛生管理</p> <p>ア～サ 省略</p> <p>(4)・(5) 省略</p> <p>(6) 食品等の取扱い</p> <p>ア～ス 省略</p> <p>(7)～(14) 省略</p> <p>2 施設等における食品等取扱者等の衛生管理</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p><u>(6) 省略</u></p> <p><u>(7) 省略</u></p> <p><u>(8) 省略</u></p> <p><u>(9) 省略</u></p> <p><u>(10) 省略</u></p> <p><u>(11) 省略</u></p> <p>3 施設等における食品等取扱者等に対する教育訓練</p> <p>(1) 業者等は、製造、加工、処理、調理、保管、販売等が衛生的に行われるように食品等取扱者及び関係者に対し、食品等の衛生的な取扱方法、食品等の汚染防止の方法等  <u>食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施すること。</u></p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>4～6 省略</p>

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

○愛媛県条例第53号

愛媛県手数料条例及び愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県手数料条例及び愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(愛媛県手数料条例の一部改正)

第1条 愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																														
<p>(手数料の納付時期)</p> <p><b>第3条</b> 前条に規定する手数料(以下「手数料」という。)は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める時期に納付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 別表6の表17の項、<u>18の項及び21の項</u>に掲げる手数料 一般旅券の受領の際</p> <p>(5) 省略</p> <p><b>別表</b>(第2条、第3条、第7条関係)</p> <p>1～5 省略</p> <p>6 その他の手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～18 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>19 <u>削除</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20～64 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	名 称	金 額	1～18 省略			19 <u>削除</u>			20～64 省略			備考 省略			<p>(手数料の納付時期)</p> <p><b>第3条</b> 前条に規定する手数料(以下「手数料」という。)は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める時期に納付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 別表6の表17の項から21の項まで _____ に掲げる手数料 一般旅券の受領の際</p> <p>(5) 省略</p> <p><b>別表</b>(第2条、第3条、第7条関係)</p> <p>1～5 省略</p> <p>6 その他の手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～18 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>19 <u>旅券法第10条第1項ただし書の規定に基づく一般旅券の記載事項の訂正</u></td> <td><u>一般旅券記載事項訂正手数料</u></td> <td><u>200円</u></td> </tr> <tr> <td>20～64 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	名 称	金 額	1～18 省略			19 <u>旅券法第10条第1項ただし書の規定に基づく一般旅券の記載事項の訂正</u>	<u>一般旅券記載事項訂正手数料</u>	<u>200円</u>	20～64 省略			備考 省略		
事 務	名 称	金 額																													
1～18 省略																															
19 <u>削除</u>																															
20～64 省略																															
備考 省略																															
事 務	名 称	金 額																													
1～18 省略																															
19 <u>旅券法第10条第1項ただし書の規定に基づく一般旅券の記載事項の訂正</u>	<u>一般旅券記載事項訂正手数料</u>	<u>200円</u>																													
20～64 省略																															
備考 省略																															

(愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 愛媛県事務処理の特例に関する条例(平成12年愛媛県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																												
<p><b>別表</b>(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～26 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>26の2 <u>旅券法(昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(急を要する場合その他の規則で定める場合を除く。)</u></td> <td>各市町</td> </tr> <tr> <td>(1)～(6) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7) <u>削除</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8)～(12) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>26の3～62 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市 町	1～26 省略		26の2 <u>旅券法(昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(急を要する場合その他の規則で定める場合を除く。)</u>	各市町	(1)～(6) 省略		(7) <u>削除</u>		(8)～(12) 省略		26の3～62 省略		<p><b>別表</b>(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～26 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>26の2 旅券法(昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(急を要する場合その他の規則で定める場合を除く。)</td> <td>各市町</td> </tr> <tr> <td>(1)～(6) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7) <u>法第10条第1項ただし書の規定に基づく一般旅券の記載事項の訂正の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8)～(12) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>26の3～62 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市 町	1～26 省略		26の2 旅券法(昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(急を要する場合その他の規則で定める場合を除く。)	各市町	(1)～(6) 省略		(7) <u>法第10条第1項ただし書の規定に基づく一般旅券の記載事項の訂正の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</u>		(8)～(12) 省略		26の3～62 省略	
事 務	市 町																												
1～26 省略																													
26の2 <u>旅券法(昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(急を要する場合その他の規則で定める場合を除く。)</u>	各市町																												
(1)～(6) 省略																													
(7) <u>削除</u>																													
(8)～(12) 省略																													
26の3～62 省略																													
事 務	市 町																												
1～26 省略																													
26の2 旅券法(昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(急を要する場合その他の規則で定める場合を除く。)	各市町																												
(1)～(6) 省略																													
(7) <u>法第10条第1項ただし書の規定に基づく一般旅券の記載事項の訂正の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</u>																													
(8)～(12) 省略																													
26の3～62 省略																													

附 則

- 1 この条例は、旅券法の一部を改正する法律（平成25年法律第69号）の施行の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にされた旅券法の一部を改正する法律による改正前の旅券法（昭和26年法律第267号）第10条第1項ただし書の規定に基づく一般旅券の記載事項の訂正の申請に係る一般旅券記載事項訂正手数料の徴収については、なお従前の例による。



○愛媛県条例第54号

愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例

愛媛県港湾管理条例（昭和28年愛媛県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
<b>別表第5（第10条関係）</b>					<b>別表第5（第10条関係）</b>				
1 省略					1 省略				
2 その他の港湾施設使用料					2 その他の港湾施設使用料				
港湾施設	区 分	単 位	金 額		港湾施設	区 分	単 位	金 額	
			重要港湾	地方港湾				重要港湾	地方港湾
省略					省略				
移動式荷 役機械	ホイールク レーン	省略			移動式荷 役機械	ジブ付クレ レーン	省略		
	クローラク レーン	30分までご とにつき	6 522円						
	省略					省略			
省略					省略				
注 省略					注 省略				

附 則

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。